

川崎市病院局規程第10号

川崎市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部
を改正する規程

川崎市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年川崎市病院局規程第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条の規定」を「第24条の規定」に改める。

別表第5の14の項中「の看護」を「の看護等」に、「を看護する」を「の看護等をする」に改め、同表備考中「であって、任用期間が6月以上」を削る。

別表第5の付表第3中備考以外の部分を次のように改める。

別表第5の付表第3

子の看護等休暇日数表

養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）が

1人の場合

所定勤務日数		任用期間の月数						
1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上
5日以上	217日以上	5日	5日	5日	5日	5日	5日	7日
4日	169日から216日まで	5日	5日	5日	5日	5日	5日	5日
3日	121日から168日まで	5日	5日	5日	5日	5日	5日	5日
2日	73日から120日まで	0日	0日	1日	1日	1日	1日	2日
1日	48日から72日まで	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日

養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）が

2人以上の場合

所定勤務日数		任用期間の月数						
1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上
3日以上	121日以上	10日	10日	10日	10日	10日	10日	10日
2日	73日から120日まで	0日	0日	1日	1日	1日	2日	3日
1日	48日から72日まで	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日

別表第5の付表第4中備考以外の部分を次のように改める。

別表第5の付表第4

短期の介護休暇日数表

短期の介護に係る要介護者が1人の場合

所定勤務日数		任用期間の月数						
1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上
3日以上	121日以上	5日	5日	5日	5日	5日	5日	5日
2日	73日から120日まで	0日	0日	1日	1日	1日	1日	2日
1日	48日から72日まで	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日

短期の介護に係る要介護者が2人以上の場合

所定勤務日数		任用期間の月数						
1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以上
3日以上	121日以上	10日	10日	10日	10日	10日	10日	10日
2日	73日から120日まで	0日	0日	1日	1日	1日	2日	3日
1日	48日から72日まで	0日	0日	0日	0日	0日	1日	1日

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。